

令和 6 年 5 月 8 日

部 局 等 の 長 様

総 務 部 長

6 月定例会へ向けた補正予算の編成について（依命通知）

令和 6 年度 6 月定例会へ向けた補正予算の編成方針について、市予算規則の規定に基づき、市長の命により下記のとおり通知する。

記

令和 6 年度予算は市長選挙が実施されることから、経常的な経費や継続事業を中心とした「骨格型」の予算を編成したところである。

こうした中、6 月定例会へ向けた補正予算については、政策的な施策や新規の施策を盛り込んだ「肉付け」の補正予算を編成する予定としている。

また、令和 6 年度は、第 2 次京丹後市総合計画の最終年度のため、次期の総合計画策定に向け、全庁的に取り組むこととしているが、現状、市長公約で掲げた次の 5 つの大きな方向性に沿った施策を基本に置きつつ、予算化が可能なものから順次、補正予算に計上することとしている。

< 5 つの方向性 >

- I 「かせぐ地方創生」の更なる推進！
- II 「ひとづくり」を大きな市政の柱に据え未来に前進！
- III 「防災」の全力推進、生活の「安全安心」を守り抜き、生活現場から「豊かな活力」を創出！
- IV 合併 20 年後の「活力ある未来」をひらく！
- V 「健全な行政基盤」の維持と一層の充実発展！

なお、本年度は、庁舎整備事業や網野学校給食センター整備等の大型の普通建設事業をはじめ、物価高騰対策、特別会計等の繰出金、人件費の増などにより、「骨格型」予算であるものの、本市発足後最大の予算規模となっており、当初予算編成において

も財政調整基金からの繰入金を最大限見込むなど、本市の一般財源は厳しい状況にある。

こうした厳しい状況下で編成する補正予算であるため、国や京都府からの補助金等による財源確保を積極的に行うため、でき得る限りの情報を収集するなどし、「肉付け」として追加する政策的施策や新規の施策においても、このことに十分に留意し予算を見積もること。

また、例年のとおり、国府の制度改正や事業採択に伴うもの、当初予算編成後の状況の変化に伴うもの、人事異動等に伴う人件費の組み替え等についても、今回の補正予算で調整することとしているが、真に緊急性かつ必要性の高いものを厳選し、的確な予算見積りに努められたい。

以上のことを踏まえ、補正予算の編成作業に臨まれたい。

事 務 連 絡
令和6年5月8日

部 局 等 の 長 様

総 務 部 長

6月定例会へ向けた補正予算編成上の留意事項等について

6月定例会へ向けた補正予算編成上の留意事項等を別紙のとおりとしましたので、お知らせします。

担当：総務部財政課

(別紙)

京丹後市 6 月補正予算編成上の留意事項等

■ 補正予算編成上の留意事項

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連

- ・京都府や他市町の状況等も把握・研究するほか、本市における物価高騰に伴う影響等を十分に把握した上で、必要なメニューを補正予算計上することとしているが、具体的な施策の検討に当たっては、該当部局へ財政課から別途連絡する予定であること。
- ・なお、既に、活用メニューを検討しているものがある部局については、財政課部局担当へ早急に連絡すること。

○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）

留保額 60,959 千円

(2) 「肉付け」補正関連

- ・政策的な施策、新規施策及び既存施策の拡充等を補正予算計上しようとする場合、その施策の内容（必要性、効果、全体計画、財源、実施期間など）を明確に説明できるようにすること。

※例規（条例、規則、要綱等）の制定又は一部改正する必要のある施策は、その例規案も提出すること。

- ・短期間での補正予算編成となるが、制度、内容等を十分に検討し制度設計すること。

(3) 共通的事項

- ・令和 6 年度当初予算の内容及び査定経過等を十分に把握した上で補正予算編成に臨むこと。
- ・当初予算との比較、増減理由の未記載、見積り根拠が不明確なものなどが多く見受けられるため、必ず、歳入予算見積書、歳出予算積算書にそれらを詳細に記載すること。
- ・組織改正による所属コードの変更、歳出予算科目の細々節の変更があることから、各コード表で確認すること。
- ・一つの事業が複数所属に関係するものは、関係所属間で十分な調整を行い、代表所管課で補正予算見積書を作成すること。
- ・例規改正が必要なものは、適切な時期に必ず例規改正が行えるようあらかじめ準備しておくこと。
- ・資料（業者見積り、現況写真等）は A 4 サイズとし、可能な限り添付すること。
- ・各事業所管課で財務会計システムへ予算要求入力すること。この際、一般会計の財源充当については財政課で行うため、原課では入力する必要はないこと。
- ・個別に指示する必要がある場合は、個別に別途、連絡する予定であること。

(4) 歳 入

- ・ 国府の補助制度について情報収集等を積極的に行うとともに、他市町の予算措置状況も把握するなど、現制度上、有利な財源確保に努めること。

※今回の補正に限らず、当初で計上している事業においても、積極的に情報収集等を行い、財源確保に努めること。

- ・ 財産収入等を計上する場合は、確実な額により計上すること。
- ・ 諸収入（雑入）については、歳出予算の増額に伴い特定財源となるものを中心に計上すること。

(5) 歳 出

- ・ 新規及び拡充する施策（事業）については、国府の補助制度であっても一般財源を伴うものは、その事業効果、必要性、将来の財政負担等を十分に分析・把握するなど、本市の厳しい財政状況においても取り組むことを認識し、他の施策との優先順位にも留意した上で予算を見積ること。なお、新規の場合、「政策・事業説明資料」も作成し提出すること。
- ・ 肉付け補正予算編成時に新たな再検討することとしたものを除き、当初予算編成の査定でカットされたものは、原則、見積らないこと。
- ・ 肉付けとして計上する政策的、新規、拡充施策を除き、予算の増額要求をする場合は、原則、既存予算の減額・組替え等により財源調達すること。
- ・ 継続費又は債務負担行為を設定する場合は、事前に財政課と協議すること。
- ・ 住民間の公平性の確保を念頭に置き、偏った予算見積りとならないようにすること。
- ・ 「長期継続契約」に伴う予算要求をする場合、歳出予算事業別積算書（様式3）に「長期継続契約」である旨を明記するとともに、全体の契約期間及び金額を明記すること。
- ・ 第2次総合計画の基本計画の「計画項目（30項目）」を必ず記入すること。その際、当初予算見積書に記載した計画項目等との整合を図ること。
- ・ 会計年度任用職員報酬等の補正予算については、人事課と協議、調整の上、細事業毎に任用担当課で見積書を作成すること。予算配当は人事課人事給与係とすること。

※会計年度任用職員報酬等の補正予算の財務会計システムへの入力、原課ではできないため予算要求入力はないこと。（見積書のみ作成すること。）

- ・ 令和6年4月1日付けの人事異動に伴う職員人件費の組み替え等については、今回の補正予算で調整すること。

■ 特別会計等

- ・ 所管課で予算編成を行うこととするが、一般会計と関連のあるものについては、一般会計のスケジュールに必ず合わせること。なお、補正予算を編成する特別会計については、事前に財政課へ連絡すること。

- ・歳入歳出の補正予算総額（職員人件費の組み替え等を含む。）を合わせた見積書を作成すること。

※職員人件費については、後日、人事課より数値報告がされる予定

■ 令和6年度6月補正予算（一般会計：第1号補正）見積書提出期限

後日、別途指示する日

- ▶ 次の書類を部局担当者へ紙ベースで1部提出するとともに、電子ファイルを所属課長からメッセージ送信すること

- ・ 補正予算見積書【様式1～3】
- ・ 補正予算主要事業説明資料【様式4】
- ・ 制度概要説明資料（政策的な新規充事業の場合）

※様式3は、積算基礎だけでなく内容を詳細に記載すること。

※制度概要説明資料は、補正予算（案）に計上する場合、報道資料（たたき台）として活用する予定であること。

※「政策・事業等説明資料（議会基本条例関係調書）」の作成が必要なものについては、予算見積書提出後に、別途、作成依頼することとしていること。

- ▶ 財務会計システムへの予算要求入力も期日までに完了させること。

※ 単純な計算ミス、積算根拠が不十分な場合、見積書等の再作成を求める場合があるため、しっかりと検算、内容確認等を行った上で提出すること。

■ 財政課ヒアリング日程等

別途指定する日

◎質疑等がある場合は、財政課部局担当まで問い合わせること。

担当者	内線	所 管 部 局
蛭子 ひとみ	1161	総括（全般）
清水 和則	1162	総務部、会計課、監査委員事務局
片西 優	1165	商工観光部、医療部
橋本 一希	1166	農林水産部、消防本部、農業委員会事務局
左司 裕美	1163	市長公室
岡下 慎太郎	1164	建設部、上下水道部
山本 和実	1168	教育委員会事務局
宮原 孝太	1169	健康長寿福祉部、こども部
山根 麻文	1167	議会事務局、市民環境部